URBAN PLANNING OF OBILIRO 2020



《目 次》

帝仏のめらまし	
まちづくりの概要	······ 1
人 口	3
産 業	4
土 地	5
都市計画の概要	
都市計画の歴史と都市形態	
都市計画の内容と役割	
都市計画と市民参加	
都市計画制限	
土地対策	
工地为来	''
土 地 利 用	
市街化区域及び市街化調整区域	
用途地域	
防火地域及び準防火地域	
特別用途地区 ************************************	
高度利用地区	
駐車場整備地区	
地区計画	17
都市施設	
交通体系	
都市計画道路	
都市高速鉄道 ************************************	
公園緑地	
帯 広 の 森	
緑ヶ丘公園	
自転車歩行者道	
上 水 道	
下 水 道	
その他の都市施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ての間の対抗に関係して	23
市街地開発	
土地区画整理事業	
新住宅市街地開発事業	
市街地再開発事業	
開発行為	
その他の公共施行団地 ************************************	33
初十 目 知	
都 市 景 観	•
都市景観 ************************************	
まちづくりデザイン営	

帯広のあらまし

■まちづくりの概要

帯広市は、豊かな自然に囲まれた、日本有数の食料基地である十勝平野の中央に位置し、明治16年に開拓が始められて以来、 農業や商工業などの地域産業に支えられながら、十勝圏の中核 都市として発展してきています。

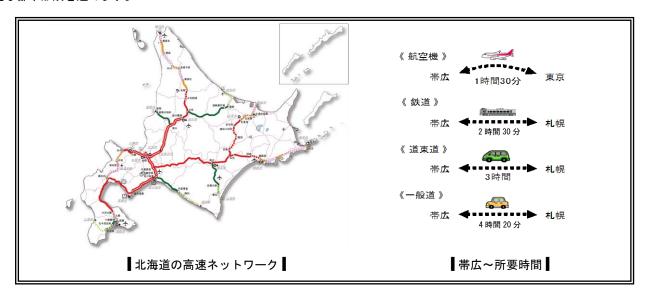
都市の骨格は、開拓の初期から北海道拓殖計画やワシントン D. Cをモデルに構想された計画に基づいて形成され、都市を森で囲む帯広の森構想や緑の工場公園、都市部大改造、ニュータウン造成、農業生産基盤などの大事業を経て、現在では、市域の北から南に都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域に区分された、秩序ある土地利用が図られています。

これからのまちづくりは、人口構造の変化や循環型・低炭素 社会への対応、社会基盤の安定的な維持などの諸課題に対応し ながら、十勝圏の中核都市としての都市形成を進めていくことが 必要となっています。

このため、都市像に掲げている「あおあお ひろびろ いきいき 未来を信じる帯広」の創造をめざし、都市地域において、都市機能の集積や快適な都市空間の創出を図り、コンパクトな市街地形成を進めるほか、社会経済動向を踏まえ、広域的な交通ネットワークなどの基盤を有効に活用しながら、十勝圏や東北海道における拠点性を高め、将来に向けて都市と農村が調和する持続可能な都市形成を進めます。

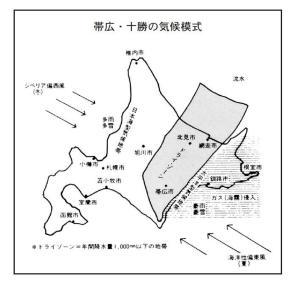


田園地帯から都市部を望む



●気 候

帯広は、北半球のスノーベルト地帯に属しますが、年間降水量は約 900mm と少なく、ドライゾーンとなっています。気候は、夏は暑く冬は寒い年較差 60でもある大陸性気候で、四季の変化に富み、また年間を通じて晴天日数の多さは全国でも有数の地域です。



【各都市の気象環境比較】

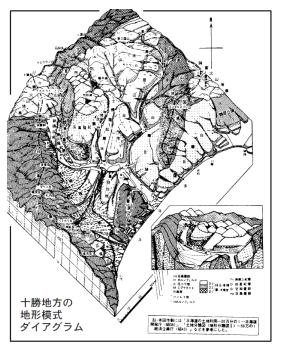
区		分		帯広	旭川	札幌	仙台	東京	名古屋	大 阪	鹿児島
	最 暖	月	平均	20.2	21.1	22.3	24.2	27.4	27.8	28.8	28.5
気温(°C)	最 寒	月	平均	-7.5	-7.5	-3.6	1.6	6.1	4.5	6.0	8.5
	年	平	均	6.8	6.9	8.9	12.4	16.3	15.8	16.9	18.6
年 快	晴	日	数	38	11	13	16	40	31	21	32
日照時	寺 間	(時)	2,033	1,590	1,740	1,796	1,881	2,091	1,996	1,935
年 降 7	k 量	(mm)	887	1,042	1,106	1,254	1,528	1,535	1,279	2,265
8 月 相 :	対 湿	度	(%)	82	79	75	81	71	70	66	73

資料: 気象庁統計(1981~2010年の平均)

●地 勢

本市は、ゆるやかに傾斜する盆地状の十勝平野のほぼ中心に位置しています。三方を山に囲まれた十勝平野は、もとは砂れき地帯の上に火山灰が厚くかぶった段丘の連なりでした。長流十勝川及びその支流は長い年月の間にその段丘を削り、これらの流域に現在の大平野をつくりあげました。

このように厚い火山灰で覆われた洪積台地と複合扇状地からなる平野には、わが国屈指の畑作・酪農地帯が展開されています。 地質構造は、帯広市付近に河川が集中する一大構造盆地であり、 地下水・深層地熱水が利用されています。



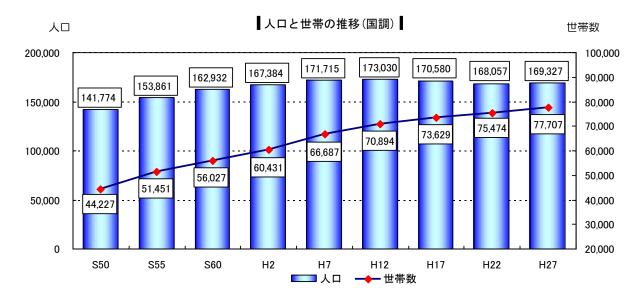
■人口

本市の人口は、昭和8年市制施行時に3.2万人で昭和20年まではほとんど伸びがみられませんでした。その後は、昭和32年4月に川西村、大正村との合併等もあり、およそ50年間に約13万人の増加があり、平成27年国勢調査(以下、「H27国調」という)では、全道第6位の人口規模(169,327人)となりました。

年齢構造から本市の状況をみると、平均年齢は 46.7 歳であり、また、高齢者 (65歳以上) の占める割合は 26.4% (H27国調)と、いずれも全国平均とほぼ同じです。



平原通(西2条通)



年齢構造比較(H27 国調)

		齢 構 造 15~64歳		平均年齢
帯広市	12. 2	61. 4	26. 4	46. 7
全 国	12. 6	60. 7	26. 6	46. 4
全 道	11.4	59. 6	29. 1	48. 3

■産 業



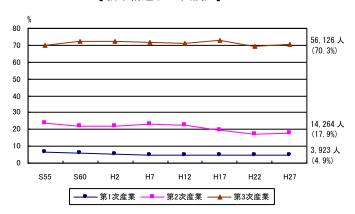
第30回国際農業機械展

本市の産業は、農業を基幹産業としながらも、第3次産業の比重の高い構造となっています。

農業については、農家戸数は減少していますが戸当り耕地 面積は約33.3ha (2015年農林業センサス) と相対的に増加 するなかで、生産性の高い農業が展開されています。

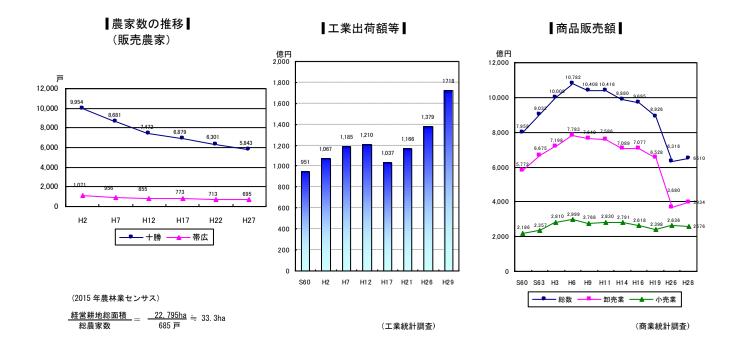
次に工業についてみますと、帯広は第1次産業と関連する 食料品工業、農業機械工業が主力工業です。北海道横断自動

【就業構造(H27 国調) 【



車道の整備促進、空港の拡張整備などの交通・運輸手段の革 新で工業立地条件は大きく改善されています。

本市の商業は、就業・所得構造からみても大きなウエイトを占める重要な産業であり、十勝全域をその商圏として発展してきました。また1人当り小売業年間販売額は全国でも高いランクを示し、道東のセンター都市としての商業機能集積が進んでいます。



■土 地

本市の面積は、昭和32年の川西村・大正村の合併により50.71kmから619.34kmに広がり、東京都23区の面積とほぼ同じで、全国1,741の市区町村の中でも第141位(令和元年10月時点)に位置しています。

市域の約60%は平坦で、他は日高山系の山岳地帯となっています。



農村風景



●帯広圏地方拠点都市地域の指定

帯広圏は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、平成5年2月16日、北海道知事から地方拠点都市地域として指定を受けました。

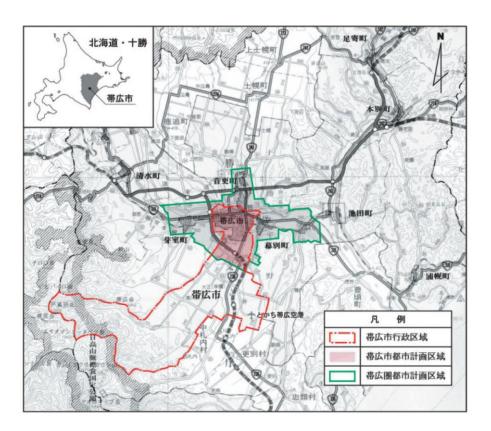
人間尊重を基本に、自然環境を守りながら十勝農業を核とする活力あふれる地域社会、都市 と農村が共生するまちづくりをめざします。

●定住自立圏構想

「定住自立圏構想」は、都市機能を有する市と近隣市町村が相互に役割分担・連携・協力することにより、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

帯広市は平成22年12月に中心市宣言を行い、平成23年7月には帯広市と18町村の間で、医療、福祉、産業振興等19項目についての定住自立圏形成協定を締結し、十勝定住自立圏が形成されました。

▋帯広圏都市計画┃



帯広圏都市計画の概要

区分	人 口 (H27 国調)	市街化区域 (ha)	市街化調整 区域(ha)
帯広圏	259, 378	6, 957	26, 158
帯広市	169, 327	4, 261	6, 108
音更町	44, 807	1, 083	5, 207
芽室町	18, 484	829	7, 498
幕別町	26, 760	784	7, 345

R2. 10 現在

●広域都市圏

帯広市、音更町、芽室町、幕別町の1市3町は、帯広圏として広域 都市圏を形成し、都市計画において広域的視点から交通機能、住機能、 中枢管理機能などの役割分担をし、開発整備を進めてきました。

今後は、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を 促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構 造、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目 指します。



広域都市圏

・ 都市計画の概要

■都市計画の歴史と都市形態

■者	市計画	のほ	歴史と都市形態
55.4	一般	551/6	都市計画
明治	ID # 1 16 D	明治	
■ 16	晚成社移民	■ 25	北海道庁による殖民区画
	27名、オベ	l	割の開始
	リベリに入	大正	
	植	■ 14	都市計画事業の着手
■38	帯広・釧路	■ 15	消防署、伝染病舎の新築
ll	間鉄道開通		
大正		昭和	
4	1級町村制	■2	市街地の用水路、下水溝の
	施行		整備
■8	旧都市計画	■5	西2条通りの簡易舗装
	法制定	■ 6	主要幹線にアカシア植樹
昭和			コンクリート橋(大通橋、
			鎮橋)
		■ 7	緑ヶ丘公園内飛行場開設
		■ 10	全市域を都市計画区域に
			決定
	n/s _b : : *- **	■ 19	用途地域・都市計画道路の
■ 7	晚成社解散		指定
■ 8	市制施行	■ 26	準防火地域の指定
■ 16	帯広高等獣	■ 34	都市計画道路の変更
	医学校開校		下水道事業の着手
■ 25	建築基準法		柏林台団地の造成
	制定	■ 35	第一期帯広市総合計画策
		-00	定に伴う用途地域の変更
	 ++ ⊥	■ 36	市営と畜場の決定
■ 32		■ 37	帯広川下水終末処理場の
■ 34	正村と合併		決定
■34	帯広市総合 計画策定	■ 38	帯広都市計画立案書策定 西第1北土地区画整理事
	引凹來走	■30	業の決定
		3 9	駅前地区都市改善事業の
			決定
■ 38	帯広市新	■ 41	ウェアップ 中島処理場 (汚物) の決定
-**	総合計画	■ 42	新住宅市街地開発事業(大
	(総計の	_ :-	空団地)の決定
	改定)		帯広魚菜卸売市場の決定
■ 39		4 3	帯広圏広域都市計画協議
	開港		会(1市3町)の設立
■ 41	帯広民衆駅	■ 45	帯広圏都市計画区域の決
	竣工		定
			市街化及び市街化調整区
■ 44	新都市計画		域の決定
	法施行	■ 46	駅南土地区画整理事業の
			決定
			開発予定地(西部地区、西
■ 46	第二期帯広		10条北地区、東4条南26
	市総合計画		丁目) の市街化区域編入
	策定	■ 48	8種類の新用途地域の決
			定
			駐車場整備地区の決定
■ 50	流通業務団	■ 49	「帯広の森」の決定
	地造成着手		十勝川水系河川緑地決定
		■ 50	居住環境整備事業の着手
■ 52	刑務所跡地	■ 52	区域区分定時見直し(第1
	開発事業の		回)
	着手		十勝川流域下水道の決定

【明治のまちづくり】

本市の市街地形成は、明治25年北海道庁による殖民区画に基づく市街地設計から始まります。 市街地の区画割りは当初約1,900戸分を画地

市街地の区画割りは当初約1,900戸分を画地しました。1区画は約1.2haで道路をはさむ2街区からなり、図のように20等分し、区画は丁目をもって数え、番地は交互に数えました。

道路は、現在の国道38号と236号を軸として碁盤目状に設計され、これに「火防線」と称する斜交する道路が組み入れられました。この都市設計は、本市独特のものであり、アメリカのワシントン市などにみられるくらいです。

【大正のまちづくり】

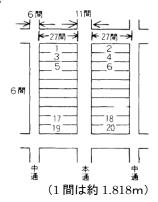
開拓が進むにつれ人口も増加し、新たな市街地造成が行われました。鉄南地区の十勝監獄用地の開放に伴い、大正11年(1922年)におおよそ2,000戸分が画地されました。

大正 14 年には、これまでの自由な開拓 の仕方を改め、本格的な都市構想を考えな ければならない段階にあるとして、市制施 行(昭和8年)に向けて計画的な都市計画 事業に着手しました。

【昭和(昭和44年<新都市計画法施行> まで)のまちづくり】

昭和8年には市制の施行、同10年に市域 5,017.1haすべてを都市計画区域に指定、 昭和19年には都市計画道路や用途地域が 決定されました。

市街地区画割図



■市街区画変遷図明治~大正



戦後になると帰還者や離農者の流入などにより、人口は昭和20年の約4万人から同30年には約7万人に、同40年には約12万人と急激に増加しました。

このため、昭和30年頃から市営の柏林台団地の造成や十勝農業試験場跡地の 開放による宅地造成などが行われました。

昭和32年(1957年)には、川西村・大正村との合併が実現して広大な農林畜産地帯を行政区域に加え、面積は、61,894haに拡大しました。昭和34年には、全国に先駆けて総合計画を策定し、「近代的田園都市」を都市像として、近代的な機能をもちつつ、人間尊重を基本に自然環境を大切に守り、都市と農村がともに発展する都市形成を目指しました。

また、工業では、農産加工を中心として各種工場が立地し、その多くは鉄道沿いに集積しました。製糖工場は独自の鉄道を敷設し、原材料の搬出を行うとともに奥地開発を進めるうえで重要な役割を果たしました。

昭和37年からは、市内に点在する工場集約のため帯広工業団地が造成され、 各種企業や国鉄貨物駅、卸売市場、道立高等職業訓練校などが順次立地しました。

昭和42年からは、新住宅市街地開発事業として計画戸数2,700戸、計画人口1万人の大空団地(約103ha)を造成しました。

【昭和(昭和45年以降)のまちづくり】

昭和 44 年 (1969 年) の新都市計画法の施行に伴い、翌 45 年に一体の都市として総合的に整備・開発・保全すべき区域として、 帯広市・音更町・芽室町・幕別町の1市3町による「帯広圏都市計画区域」と「市街化区域及び市街化調整区域」を定め、無秩序な市街化を防止しながら計画的な市街化を進めてきました。

昭和 46 年に策定した第二期総合計画においても引続き「近代的田園都市」を都市像として掲げ、まちづくりを百年の大計として進めていくため、市街化区域を森でつつむグリーン・ベルト「帯広の森」(昭和 49 年都市計画決定)の建設を市民ぐるみで推進することとしました。

これ以降、昭和50年に、柏地区の居住環境整備事業、昭和52年に十勝川流域下水道事業、昭和54年に市街地再開発事業などの決定を行ったほか、昭和59年に西帯広ニュータウンの土地区画整理事業の決定、開発行為など、人口の増加や世帯数の伸びに対応しつつ、都市計画に基づいた民間主体の市街地形成を進めてきました。

また、昭和 56 年には、十勝・帯広の空の玄関口「帯広新空港」の開港とJR石勝線が開業し、帯広を中心とする十勝の交通事情が飛躍的に向上しました。

【平成のまちづくり】

平成元年に連続立体交差事業に着手し、平成8年には鉄道高架の供用が開始されました。これにより鉄道で分断されていた南北の土地利用が一体化し、道路網が整備されるなど利便性が高まるとともに、駅周辺土地区画整理事業などの実施により、十勝・帯広の中心市街地として、都市機能の充実に向けた駅周辺の都市開発を推進しました。

また、札幌市・釧路市・北見市につながる北海道横断自動車道(札幌-足寄・阿寒間供用)や、広尾町の十勝港に至る帯広・広尾自動車道(帯広-忠類・大樹間供用)などの整備も進められ、より利便性の高い広域交通ネットワークが形成されつつあります。

住宅地の開発では、平成3年から新西帯広地区、平成5年から南部地区の宅地開発が行われました。また、平成15年から環境に配慮した稲田川西地区の新市街地の開発が行われました。

このほか、新たな工業団地として平成6年から西20条北地区、平成30年から西19条北地区の造成が行われています。

その後、帯広市みどりのまちづくり条例、帯広市環境基本条例を策定するなど、 人と自然が共生し、環境への負荷を抑えた循環型・環境保全型の環境共生都市を 目指してきています。

●都市形態

北海道の開拓期に見られた格子状の区画割と延焼を防ぐための放射型街路を組み合わせた都市構造をそのまま継承するとともに、将来の人口動向を見据え、市街地を帯広の森などの緑で囲み、拡大の抑制を図ったコンパクトな都市形態となっています。

【集中比較[DID/市域](H27)】

区分	面積集中率	人口集中率
札幌市	21.0%	97.3%
旭川市	10.6%	92.4%
函館市	6.3%	86.3%
釧路市	3.0%	89.3%
苫小牧市	6.5%	82.4%
帯広市	6.6%	89.3%

	一般		都市計画
昭和		昭和	
■ 54	新帯広市総	■ 54	高度利用地区の指定
	合計画策定		市街地再開発事業の決定
■ 55	広小路商店	■ 58	定時見直し(第2回)
	街アーケー	■ 59	開発予定地(西帯広・自由
	ド完成		が丘)の市街化区域編入
■ 56	グリーンパ		西帯広ニュータウンの土
	ーク400 m		地区画整理事業の決定
	ベンチ完成		地区計画(6地区)決定
		平成	
		■元	都市計画高速道の決定
			帯広駅周辺の土地区画整
平成			理事業の決定
■元	第四期帯広	■2	定時見直し (第3回)
	市総合計画	■4	開発予定地(西20条北、北
	策定		親地区)の市街化区域編入
4	都市計画法	■5	開発予定地 (南部地区) の
	の改正		市街化区域編入
■ 7	北海道横断	■7	12種類の新用途地域の決
	自動車道		定
	(十勝清水		開発予定地(稲田町基線・
	-池田間)開		西1線・西2線、空港南町)
	通		の市街化区域編入
■8	鉄道高架開	■9	定時見直し(第4回)
	通	■ 15	開発予定地(稲田川西地
	くりりんセ		区)の市街化区域編入
_40	ンター開所		帯広市都市計画マスター
■ 12	第五期帯広		プラン策定
	市総合計画	■ 16	都市計画区域の整備・開発
	策定		及び保全の方針の決定
	都市計画法 の改正	■ 19	定時見直し(第5回) 特別用途地区の決定(大規
	OJUXIE	■ 19	模集客施設制限地区)
		2 0	おびひろまち育てプラン
			策定
■ 18	新帯広市図		帯広圏都市交通マスター
	書館オープ		プラン策定
	ン	■ 21	市街地再開発事業の決定
			(開広団地地区)
		2 2	都市計画道路見直し路線
2 2	第六期帯広		の変更
	市総合計画	2 3	整開保の変更(第1回)
	策定		定時見直し (第6回)
	帯広の森・	2 9	市街地再開発事業の決定
	はぐく一む		(西3・9周辺地区)
	オープン	■ 30	開発予定地(西 19 条北)
			の市街化区域編入
令和		令和	
■2	第七期帯広	■元	中島処理場 (汚物) の廃止
	市総合計画	■2	第2次帯広市都市計画マ
	策定		スタープラン策定
	新総合体育		整開保の変更 (第2回)
	館オープン		定時見直し (第7回)
1		l	

■都市計画の内容と役割 ―――

都市計画は都市への人口・産業の集中に伴う都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地として整備することを目的としています。 つまり、快適な都市環境を形成するために、総合的な土地利用を図ることが都市計画の大きな役割になります。

本市では、都市計画を定めるため昭和 10 年に都市計画区域を定めました。

都市計画の内容は、土地利用、都市施設、市街地開発事業 に分けることができます。これを都市計画法では次のように 区分しています。

【市街化区域・市街化調整区域 (線引き)】

土地利用計画の基本であり、無秩序な市街化を防止し、計画的な都市へ誘導するため、都市計画区域を市街化区域・市街化調整区域に区分するものです。

【地域地区】

地域地区は、線引きとともに土地利用計画の基本となるものです。住環境の保全、商業・工業等の機能を維持増進するための用途地域、都市の不燃化のための防火地域、都市機能を高めるための高度利用地区などの地域地区があります。

【都市施設】

都市施設は、道路・下水道・公園・ごみ焼却場など都市生活や都市機能にとって不可欠な施設です。

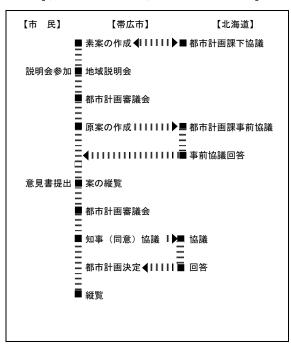
【市街地開発事業】

まちづくりを面的・総合的に整備するのが市街地開発事業で、土地区画整理事業・市街地再開発事業などをいいます。 【地区計画】

地区レベルにおいて良好な市街地の形成または保全を図ることを目的としています。

■都市計画と市民参加

【都市計画決定の手続き(市決定の例) 【



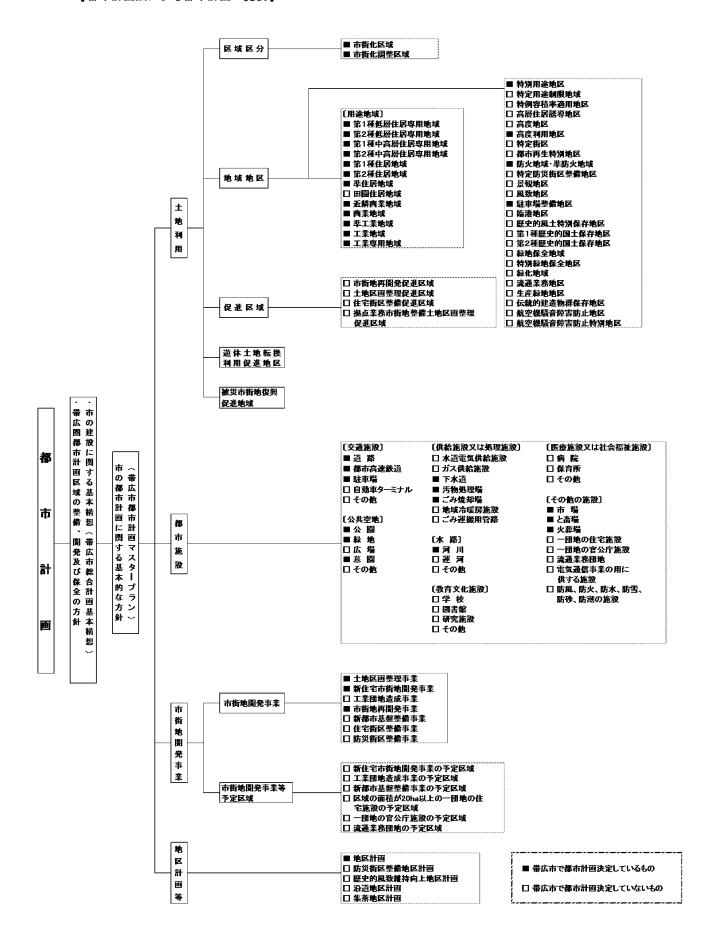
都市計画を定める場合、広く市民の意見・考え方を取り 入れることが大切です。

このため、都市計画の決定に際し説明会などを必要に応 じ開催するとともに、計画案の縦覧を行っています。

また、土地区画整理事業なども事業計画の縦覧や審議会の設置など、市民参加の場を設けています。

今後ともより多くの市民参加の場と機会を設け、よりよい都市計画を進めていく考えです。

【都市計画法による都市計画一覧表】



■都市計画制限

都市計画決定されたものについては、その計画内容に沿って開発や建築物について規制・誘導することになります。 また、都市施設、市街地開発事業等の計画については、順次事業化を図るとともに、将来における都市計画事業の円滑な 執行の確保のため、都市計画施設等の区域内において建築制限を加えています。

	用途地域内の建築物の用	途制限	m -	第二	第一個	185 	据	365	-	ĬĪ	a	*	т	I	備考
	[凡例]		植色	種信	が中海	種中	18	10	住	100	-	I	-	×	
	〇 …建てられる用途		接住	住	100	200	佳	住	E	165	M	*	×	19	
	…建てられない用途		馬馬	日日	任馬	193	居	B	15	施加	28	10	23	用加加	(本市では、田園住居地域の指定なし。)
	①、②、③、④、▲ …面積、階数等の制節		用地	用地域	専用地	用绘	115 116	地域	115	118	城	18	m	IN.	
	■ …特別用途地区として大規模集客施設の制	限があり	III	Birt.	議	城			_		_	_	_	104	
住		on 25 At 385 Mar.	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2:	月住宅で、非住宅部分の面積が50㎡以下かつ建築物 分の1以下のもの	の延へ面積の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		非住宅部分の用途制限あり
	店舗等の床面積が、150ml以下のもの			1	2	(3)	0	0	0	0	0	0	0	4	
	店舗等の床面積が、150miを超え、500mi以下の	つもの			2	3	0	0	0	0	0	0	0	4	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び 建具屋等のサービス業用店舗で2階以T
店舗	店舗等の床面積が、500mfを超え、1,500mf以下	でのもの				(3)	0	0	0	0	0	0	0	4	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、
等	店舗等の床面積が、1,500miを超え、3,000milk	と下のもの					0	0	0	0	0	0	0	4	の支店等のサービス業用店舗で2階以T 32階以下
	店舗等の床面積が、3,000mを超え、10,000m	以下のもの						0	0	0	0	0	0	4	4物品販売店舗及び飲食店以外
	店舗等の床面積が、10,000mを超えるのもの									0	0				
	事務所等の床面積が、150mi以下のもの					•	0	0	0	0	0	0	0	0	
#	事務所等の床面積が、150miを超え、500mi以T	Fのもの				•	0	0	0	0	0	0	0	0	
務所	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以					•	0	0	0	0	0	0	0	0	▲2階以下
等	事務所等の床面積が、1,500mを超え、3,000m	似下のもの					0	0	0	0	0	0	0	0	
	事務所等の床面積が、3,000mを超えるのもの							0	0	0	0	0	0	0	
ホ	テル、旅館						A	0	0	0	0	0			▲3,000ml以下
200	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習	場、バッティング練習爆等					A	0	0	0	0	0	0		▲3,000ml以下
雌施	カラオケボックス等							•	A	0	0		•	•	▲10,000mil/F
10	麻雀屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所	、場外車券売場等						A	A	0	0		A		▲10,000mil/F
風俗	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等								•	0	0				▲客席200㎡未満
施設	キャバレー等、個室付治場等	<u> </u>									0	_			▲個室付浴場等以外
D.M.	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	=	- MARIO CARGACT
	大学、高等専門学校、専修学校等		U	U	0	0	0	0	0	0	0	0			
公共	図書館等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
施	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
設	神社、寺院、教会等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院	病院				0	0	0	0	0	0	0	0			
	公衆治爆、診療所、保育所等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
学校	老人木一厶、福祉木一厶等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	U	
100	老人福祉センター、児童厚生施設等		_	Ă	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲600ml以下
1	自動車製器所				U		•	0	0	0	0	0	0	0	▲3,000mlk/F
	単独自動車車庫(附属車車を除く)				A		-	_	0	0	0	0	0	0	▲300m以下かつ2階以下
	建验物附属自動車車庫		1	1	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0	①、②、③については、当該敷地内にあ 築物(自動車車庫を除く)の延べ面積以 ン下記の案件を瀕ださもの (0600㎡以下かつ1階以下 ②3,000㎡以下かつ2階以下 33,000㎡以下かつ2階以下 ほかに一団地の敷地について制限あり
ı	一般用倉庫					1	2	0	0	0	0	0	0	0	①2階以下かつ1,500m以下
	白庫革白庫						-	_	0	1000				0	23,000mlUF
	启車業品庫 畜舎 (15m/を超えるもの)						•	0	0	0	0	0	0	0	▲3,000mil/F
工場	パン原、米屋、豆腐屋、菓子店、洋服店、貴屋、 作業場の床面積が50㎡以下	建貝屋、自転車店等で		•		_	0	0	0	0	0	0	0	0	▲2階以下かつ原動機の出力が0,75kwl
倉		7.40										1000	10000		①作業場の床面積が、50m以下
庫等	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない	1.10					1	1	1	2	2	0	0	0	②作業場の床面積が、150m以下
a	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									2	2	0	0	0	ほかに原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	20 Ma 7 T #										0	0	0	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるお	これのの一選											0	0	
	自動車修理工場						1	1	2	3	3	0	0	0	①作業場の床面積が、50m以下 ②作業場の床面積が、150m以下 ③作業場の床面積が、300m以下 ほかに原動機の出力制限あり
		量が非常に少ない施設				1	(2)	0	0	0	0	0	0	0	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の 貯蔵・処理の量	量が少ない施設								0	0	0	0	0	①1.500mi以下かつ2階以下
		60 ACA 14 ACA 140A										0	0	0	23,000ml以下
	(危険物の量については、建築基準法による)	量がやや多い施設										-	-		A CONTROL CONT

都市計画制限

■開発許可制度

都市計画法に開発許可制度が設けられており、一定規模以上 の開発行為については開発許可を受けるものとし、市街化調整 区域内は原則として許可されないものとしています。

■建築制限

用途地域・高度地区等の地域地区については、建築基準法その他関係法令に基づき、建築物の用途制限・形態制限等がかかります。

■都市計画施設等の区域内の建築制限

狭義の都市計画制限と言われるもので、都市計画法により、 計画決定した都市施設・市街地開発事業の区域内に建築物を建 築するときは許可が必要です。

■土地対策

●土地基本法・国土利用計画法

平成元年に制定された土地基本法では、土地対策を進めていくにあたって「土地についての基本理念」として、①公共の福祉の優先②適正・合理的及び計画的な利用③土地の投資的取引の抑制④開発の利益に応じた適切な負担を求めています。こうした基本理念に基づき、国土利用計画法では、土地政策の目標をこれまでの地価抑制から土地の有効利用による適正な土地利用の推進へと変更しました。このような状況下、平成10年に国土利用計画法が改正され、国土利用計画法の届出制については、原則として事後届出制に移行しました。

• 土地利用

■市街化区域及び市街化調整区域

都市の無秩序な拡大(スプロール現象)を防止し、秩序あ る都市形成を図るために、昭和43年に都市計画法が全面改正 され、帯広圏では昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の 区分(線引き)を定めました。さらに昭和52年度、58年度、 平成2年度、8年度、15年度、22年度、令和2年度には全体 的な見直しを行い、現在の区域が定められています。

【市街化区域】

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむ ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。

ここでは、土地区画整理事業その他の市街地開発事業や公 共施設の整備を行うほか、開発行為も一定の基準を満たすもの は許可されます。

【市街化調整区域】

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域です。このため、 原則として開発行為は禁止され、公共施設も市街化を促進する ような整備は原則として行いません。



市街地

▋市街化区域等面積一覧┃

区分	}		面積		割合	
都市計画区域			10, 369	ha	100.0	%
市 街 化	区均	或	4, 261	ha	41.1	%
市街化調	整区均	或	6, 108	ha	58.9	%
用途 <u>地域</u>		約	4, 267	ha	100.0	%
第 1 種 低 層 住力	居 専 用 地 埤	或 //	929	ha	21.8	%
第2種低層住力	居 専 用 地 埤	或 //	70	ha	1.6	%
第1種中高層住	居専用地域	或 //	377	ha	8.8	%
第2種中高層住	居専用地域	或 //	863	ha	20. 2	%
第 1 種 住 居	専用地均	或 //	655	ha	15. 4	%
第 2 種 住 居	専用地均	或 //	379	ha	8. 9	%
準 住 居	地 填	或 //	33	ha	0.8	%
近 隣 商	業 地 均	或 //	127	ha	3. 0	%
商 業	地 填	或 //	144	ha	3. 4	%
準 工 業	地 均	或 //	192	ha	4. 5	%
工業	地 填	或 //	144	ha	3. 4	%
工業専	用 地 均	或 //	354	ha	8. 2	%

■国土利用計画法に基づく届出対象面積■

対 象 区 域	面積
市街化区域内	2,000㎡以上
市街化調整区域内	5,000㎡以上
その他の区域内	10,000㎡以上

※個々の取引面積は小さくても、合計し ていくと上記面積以上となる一団の土 地取引は個々の取引も届出が必要です。

●公有地の拡大の推進に関する法律 (公拡法)

この法律は公共団体が道路、公園、 この法律は公共団体が追路、公園、(2) それぞれの法律の手続により定められた追路、公園下水道、学校等の公共施設の整備を計(3) 史跡、名勝、天然記念物の区域内で知事が指定し公画的にすすめるため、一定規模以上の報で告示したもの報で告示したもの土地譲渡届出により、土地の先行取得(4) 生産線地地区の区域内に所在する土地 土地譲渡届出により、土地の先行取得(5) を行う制度です。

【公拡法に基づき届出が必要な土地】

下記(1), (2), (3), (4)において定める200㎡以上の土地

- (1) 都市計画で定められた都市施設(道路、公園、学校 等)の区域内にある土地 (2) それぞれの法律の手続により定められた道路、公園

- 市街化区域内にある5,000㎡以上の土地を譲渡する とき
- (6) 市街化調整区域内にある10,000㎡以上の土地を譲渡 するとき

■用途地域

用途地域は、将来の都市形成に向けて市街地における建築物をそれぞれの用途ごとに合理的に配置し、雑多な建築物が混在することを防ぐため、地域ごとに建築物が建てられる最低限のルール(用途制限及び形態制限)を定めたものです。

現在の用途地域は、都市計画法・建築基準法の改正により昭和48年に全面指定替が行われ、さらに昭和52年・58年、

平成4年には全面的な見直しが行われています。

また、平成4年6月に都市計画法、建築基準法が改定され、平成7年には新用途地域の決定が行われています。

さらに、平成30年に新たな用途地域として田園住居地域 が創設されましたが、本市では指定していません。



低層住宅の良好な環境を守る ための地域です。小規模なお店 や事務所をかねた住宅や小中学 校などが建てられます。

大空団地、西帯広ニュータウン、自由が丘団地、土地区画整理事業によって宅地化がすすんでいる西地区などに指定しています。



主に低層住宅の良好な環境 を守るための地域です。小中 学校などのほか、150㎡までの 一定のお店などが建てられま

す。 第1種低層住居専用地域内 を貫通する幹線道路沿いに指 定しています。



中高層住宅の良好な環境を 守るための地域です。病院、 大学、500㎡までの一定のお店 などが建てられます。

高等学校及び公営住宅団地 などの公共施設地域に指定し ています。

【形態制限】

建ぺい率	40	50	50	60	60
容積率	60	80	80	100	200
面積(合計4, 267ha)	516	413	70	22	355



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

東地区、南町などの既存住 宅地に指定しています。



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、 事務所、ホテルなどは建てられます。

この地域は、用途混在が比較的みられ、住居専用地域に該当しにくい住宅地や幹線道路沿いに指定しています。



主に住居の環境を守るため の地域です。店舗、事務所、 ホテル、カラオケボックスな どは建てられます。

都心部の近隣商業地域周辺 及び主要幹線(道々)道路沿いに指定しています。

【形態制限】

建ペい率	60	60	60
容積率	200	200	200
面積(合計4, 267ha)	863	655	379

なお、地区計画により、建築物等の制限を行っている地 域がありますので留意して下さい。



道路の沿道において、自動 車関連施設などの立地と、こ れと調和した住居の環境を保 護するための地域です。 用途混在がみられる国道沿 いに指定しています。



近隣の住民が日用品の買物 をする店舗等の業務の利便の 増進を図る地域です。住宅や 店舗のほかに小規模の工場も

建てられます。 この地域は、都心部商業地 域の周辺で日常消費活動の中 心地区等に指定し、商業地域 より容積率を抑制し、周辺の 住居系地域の環境を悪化させ ないようにしています。



銀行、映画館、飲食店、百 貨店、事務所などの商業等の 業務の利便の増進を図る地域 です。住宅や小規模の工場も 建てられます。

都心部の商業・業務機能を もつ駅周辺地区に指定してい ます。

60	80	80	80	80	80	80	
200	200	300	400	400	500	600	
33	40	65	22	106	22	16	



主に軽工場の工場等の環境 悪化の恐れのない工業の業務 の利便を図る地域です。危険 性、環境悪化が大きい工場の ほかは、ほとんど建てられま す。

・ 住工混在地区、軽工業・流 通サービス施設の集積地区な どに指定しています。



主として工業の業務の利便 の増進を図る地域で、どんな 工場でも建てられます。住宅 やお店は建てられますが、学 校、病院、ホテルなどは建て られません。

既に工業を主とした市街化 がすすんでいる地区及び今後 計画的に工業化していく地域 に指定しています。



専ら工業の業務の利用の増 進を図る地域です。どんな工 場でも建てられますが、住宅、 お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

西帯広の工業集積地区に指 定しています。

60	60	50	60
200	200	200	200
192	144	300	54
			P2 10理女

R2. 10現在

防火地域及び準防火地域は、市街地を火災の危険から守るため、建築物を構造面から規制し、都市の不燃化、延焼防止、災害時の避難路の確保等を目的として指定しています。

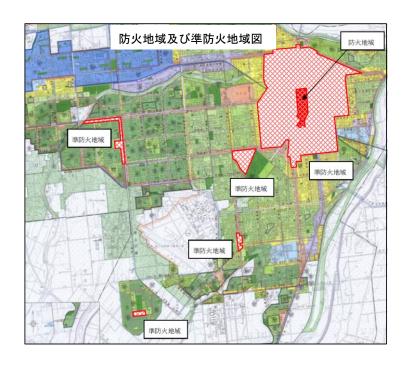
防火地域は、商業地等の建築物の密集した火災危険率の高い市街地に指定しており、その面積は22haです。また、準防火地域は、比較的中層建築物が多い商業地及び市街地に広範囲に指定しており、その面積は531.0haです。

本市の場合、昭和26年に準防火地域を市街地の中心部に指定し、その後45年に準防火地域を拡大しました。昭和48年には、商業地域の中心部に防火地域を指定し、準防火地域に大空団地と緑ヶ丘地区を含めました。昭和59年には、商業系の用途地域の拡大に伴い準防火地域を広げ、平成7年には新用途地域の決定に伴い、現在の防火・準防火地域に決定しました。



市街地中心部

\leq	構	造	制	限	の	区	分	対	象	建	築	物	な	بخ
	(い)	耐火	建築	物と	する	5 ŧ 0	D	階数が ㎡を越				積が10	1 \	は)に 当する
	(ろ)	耐火 築物				•耐 :	火建	上記(し	() 以タ	トの建	築物		ŧ く	のを除
防火地	(lt)	上欄限を					告制	の ②卸売 要構: 、そ ③高さ	物 市 場 の 他 2 m を 2 m を 3	ト壁 上がこれを とがれるで となるで	軒裏が、材料ではいます。	、防火棒 戦製作コ き造られ はのもの 塀で不	講造の に場っ にたま	のも で主 らの
域	(に)	主要るか					で造	看板、 作物で を越え	屋上	こ設け				
-	(い)	耐火	建築	物と	する	5 = 0	D	地階を べ面積 物			-			
準	(ろ)	耐火 築物				트耐 :	火建	延べ面 以下の			を越え	1, 500 n	欄欄	表(は) ②の建 物を除
防火	(lt)	耐火 物又 的基 とす	は防	火上 適合	必要	をなれ	支術	地階を 物	除く関	皆数が	3であ	る建築	<	127 G MY
火地	(12)	外壁 れの とす	ある	部分				上欄(し	') ,	(ろ)」	以外の:	木造建	築物	
域	(ほ)	不燃うも		で造	i 9 .	又	ま覆	高さ2m ある部:						

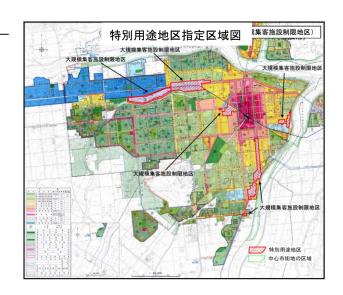


■特別用途地区

特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において、その地区の特性にふさわしい土地利用の増進と環境の保護等を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区です。用途地域による建築用途規制に、さらに制限を加えています。

帯広市の特別用途地区は、「大規模集客施設制限地区」として、準工業地域(一部地域を除く)に約152haを指定しています。

地区内では、大規模集客施設(床面積の合計が10,000㎡ を超える店舗、飲食店、映画館、遊戯施設等)の建築が制 限されています。



■高度利用地区

高度利用地区は、都市の合理的な土地利用計画に基づき、 建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑 制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保する ことにより、用途地域内の合理的かつ健全な高度利用と都 市機能の更新を図ることを目的としています。

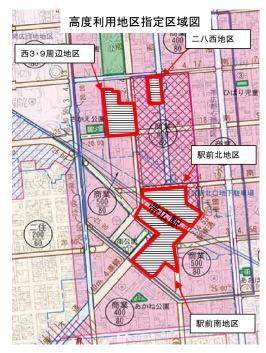
種類	面 積 (ha)	建築物の延 敷地面積に 合の最高限 低限度 最高限度	対する割	建築物の 建築動地対 の制に 割に 割に 制に の の の の の の の の の の の の の	建築物の 建築面積 の最低限 度
高度利用地区	約 0.8	65/10	30/10	8/10	200 m ²
(二八西地区)	ポリ U. 8	以下	以上	以下	以上
高度利用地区	約 2.1	50/10	20/10	8/10	200 m ²
(駅前北地区)	ポリ ∠. I	以下	以上	以下	以上
高度利用地区	約 3.9	50/10	20/10	8/10	200 m ²
(駅前南地区)	ボリ ひ. ラ	以下	以上	以下	以上
高度利用地区	約 2.0	50/10	20/10	8/10	200m ²
(西3・9周辺地区)	市9 2.0	以下	以上	以下	以上
計	約 8.8				

■駐車場整備地区

都市における自動車の増加に伴い、都心部の路上駐車が円滑な道路交通をさまたげています。そこで都市における自動車の駐車のための施設整備を図るため、駐車場法に基づき駐車場整備地区を定めています。

本市では、JR帯広駅を中心とする交通結節点機能をはじめ、商業・業務・医療機関など都市機能が集積した都心部に約127haを指定しています。

地区内では、都市計画上必要な公共駐車場を整備するとと もに、附置義務条例を制定し、駐車需要に応じた駐車場整備 を促進しています。





地区計画は、地区レベルにおいて公園等の地区施設と建物の 用途等についての一体的・総合的な計画を定め、その計画に基 づいて建築行為または開発行為を誘導・規制することにより、 秩序ある良好な市街地の形成を図ることを狙いとしています。

それまでのまちづくり制度は、用途地域によるおおまかな土 地利用や、道路・公園・下水道などの都市の根幹をなす施設の 整備といった都市の骨格を定める内容が中心でした。

これに対して "きめ細かなまちづくり"を行うため、昭和55 年の都市計画法改正によって、地区計画制度が創設されました。

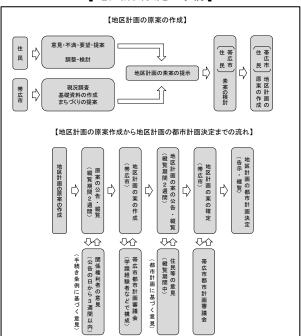
この地区計画は、地区の特性に合わせて、良好な街区として の環境整備を図るため、区画道路、小公園、広場などの配置計 画や建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態、敷地の規模など、 地区のきめ細かなルールが定められており、市民参加に基づく 身近な都市計画の内容になっています。

本市では、令和2年10月現在、43ヶ所、1,051.3haについて地 区計画の適用を行っています。

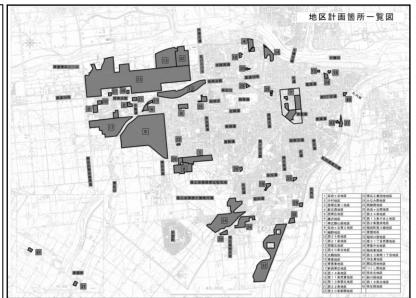


稲田川西地区

地区計画決定の手続



地区計画箇所一覧図



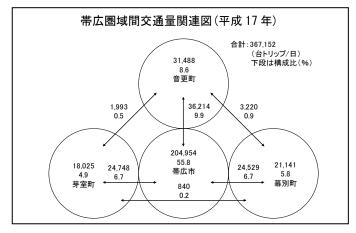
■ 1E	区計画一覧表		地区計	地区整	決 淳	内容					排 等	G \$5n (節 の	an en	(1)	(R2.10 現在)		
NO.	地区名	位 置	画区域面積	備計画区域面		地区整備	用途地城	建物	最高容	最低容	建べ	敷地	最低建	壁面	高さ	意匠	門塀	
			(ha)	積(ha)	の方針	計画		用途	積率 (%)	積率 (%)	い率 (%)	面積 (m²)	築面積 (㎡)		(m)	形態	(m)	
		自由が丘1丁目から4丁目	23.4	22.6	0	*0	1種低専 2種住居	0				0		0	0	0	0	
2	中村地区	西23条南2丁目の一部	2.4	2.0	0	0	1種低専 2種中高	0	0		0	0		0	0	0		
2	正世亡第1 集区	悪の5名志の プロの . 対					1種住居											
4		西25条南2丁目の一部 西11条北7丁目・北8丁目と西12条北7丁	5.0			0	1種低専	0				0		0	0	0	0	
	36 Mr d: Mr 62	目・北8丁目の一部 西21条南3丁目南4丁目西22条南4丁目及	8.3	6.5	0	0	2種低専 1種住居 1種低専					0		0	0	0	0	
5	四部丛地区	西21宋南3 月 日南4 月 日内22宋南4 月 日及 び西21条南5丁目西22条南3丁目西23条 南3丁目南4丁目の一部	183.8	160.7	0	0	1種似等 1種中高 2種住居 近 商	0				0		0	0	0	0	
6	藤 沢 地 区	西22条南2丁目の一部	3.7	3.5	0	0	1種低専 2種低専	0				0		0	0	0	0	
7		西1条南6丁目から南15丁目の全部、西2条の南6丁目から南15丁目の全部、西3条の南6丁目から南14丁目の全部、西3条の南6丁目から南13丁目の全部、西5条の南6丁目から南12丁目の一部、大通の南6丁目から南15丁目の一部	76.0	16.3	0	0	商近	0	0			0		0		0		
8	自由ヶ丘第2地区	自由が丘4丁目の一部、自由が丘5丁目の全部、自由が丘6丁目の一部、自由が丘7丁目の 全部、西20条南6丁目の一部	22.5	20.7	0	0	1種低専 1種中高	0				0		0	0	0	0	
9	細 野 地 区	西19条南2丁目の一部	5.5	5.2	0	0	1種低専	0				0		0	0	0	0	
	西25条地区	西25条南1丁目の一部	2.0	1.7	0	0	2種低専	0	0		0	0		0	0	0	0	
11		西21条南2丁目の一部	1.3			0	1種低専 2種低専	0				0		0	0	0	0	
12		西18条から西21条南1丁目の一部 西19条から西21条の北1丁目から北3丁目	40.2			0	準工業 工 業	0				0		0				
14	北親地区	までの一部 西6条北4丁目から北6丁目、西7条北4丁目	49.0	42.1			1種低専	_										
		から北7丁目、西8条北4丁目から北7丁目	11.0	9.5	0	0	2種低専 1種住居	0				0		0	0		0	
		東6条、東7条南1丁目の一部 東9条南1丁目、南2丁目の一部	0.5			0	1種中高 第1種住	0				0		0	0	0	0	
17	新西带広	西23条南3丁目・南4丁目の各一部、西24条南2丁目の一部、南3丁目・南4丁目の一					1種低専 2種低専							Ŭ				
	PE IA	部、西25条南3丁目・南4丁目の各一部	72.7	59.0	0	0	1種中高 2種住居	0				0		0	0	0	0	
18		西14条北5丁目、北6丁目の一部	1.3	1.3	0	0	1種低専	0				0		0	0	0	0	
19		西10条南32丁目、西11条南32、33丁目の 一部	2.3		_	0	2種中高	0				0		0	0	0	0	
20		西13条北2丁目の一部 西22条南1丁目の一部	1.1			0	2種中高 2種中高	0				0		0	0	0	0	
22	西20条新開地区	西20条南5丁目の一部					1種住居 1種低専							_				
23		西19条北1丁目の全部、西20条北1丁目の	0.6	0.6	0	0	2種低専 工業専用	0				0		0	0	0	0	
20		全部、西21条北门目の全部及び南门目 の一部、西22条北门目の一部、西23条北 门丁目の全部及び北2丁目の一部、西24条 北1丁目の全部及び北2丁目の一部、西25 条北1丁目の全部及び北2丁目、南1丁目 の一部	297.0	268.0	0	0	1.24711					0		0		0		
24	地区	両15条南39丁目から41丁目までの各一部。 西16条南40丁目の全部。西16条南41丁目 の一部。西17条南36丁目の全部。西17条南 39丁目の一部。西17条南40丁目及び41丁 田の全部。西18条南38丁目から37丁目まで の全部、西18条南38丁目の一部。西18条南 39丁目の全部。西18条南41丁目の全部。西 19条南35丁目から38丁目までの各一部。南 の森東1丁目の全部。南の森東2丁目から4丁目までの各一部。南の森東1丁目から4丁目かっの名。 日までの各一部。南の森南1丁目から4丁目 この全部。南の森南6丁目の一部。南町南8線	86.3	75.0	0	0	1種低専 1種低中高 2種住居 2種住居	0				0		0	0	0	0	
25		西18条南2丁目の一部	5.6	5.6	0	0	1種低専	0				0		0	0	0	0	
26		西20条南6丁目の一部	3.8	3.8	0	0	1種住居 1種低専	0				0		0	0	0	0	
		西24条南1丁目の一部	1.2			0	2種住居 1種住居	0				0		0	0	0	0	
28		西13条南3丁目・南4丁目の一部、西14条 南3丁目・南4丁目の一部	1.0	1.0	0	0	2種中高 1種住居	0				0		0	0	0	0	
		西2条南38丁目の一部 西19条南42丁目の一部	1.7			0	1種住居 1種中高	0				0		0	0	0	0	
	爱 国 地 区		2.5			Ö	調整区域 1種低専	Ŏ	0		0	Ŏ		0	Ŏ	Ö	Ŏ	
	地 区	西1丁目から4丁目までの全部	88.1	66.2	0	0	1種中高 1種住居 2種住居	0				0		0		0	0	
	地区		1.2			0	2種中高	0				0		0		0	0	
34 35		東8・9条南2・3丁目の一部 西5条南41丁目の一部	2.4	2.4	0	0	2種中高 1種低専	0				0		0		0	0	
	地 区		3.6	3.6	0	0	1種中高	0				0		0		0	0	
36	西23条南1丁目 地 区	西23条南1丁目の一部	1.0	1.0	0	0	準住居 1種住居	0				0		0		0	0	
37	地 区	東10条南15丁目、同条南16丁目、及び 同条南17丁目の各一部、並びに、東11条 南14丁目、同条南15丁目、同条南16丁 目、及び同条南17丁目の各一部	2.6	2.6	0	0	1種住居	0				0		0		0	0	
38	地 区	西7条南5丁目、同条南6丁目、同条南7丁 目の各一部、西8条南5丁目、同条南6丁 目、同条南7丁目の各一部	1.1	0.8		0	近隣商業	0	0	0	0	0	0	0		0		
	つくし野地区	南町南6線の一部 東12条南8丁目及び9丁目の各一部	1.0			0	2種中高 2種中高	0				0		0	0	0	0	
41	新川西地区	川西町西2線の一部 西19条北2丁目から北3丁目までの一部	2.8	2.8	Ö	0	調整区域工業		0		0	0		0	ŏ	ŏ	ŏ	
	弥 生 西	東9条南16丁目、東10条南16丁目の一部	28.3			0	準工業	0				0						
	地 区		1051.3				工業								_			

■交通体系

都市交通は、市民生活や経済活動などを支える基本的なものであり、将来の輸送需要に十分対応できる輸送機関と道路 網がそれぞれの性格や役割に応じて適切に配置され、その機 能を果たす必要があります。

本市では、効率的な都市活動を営めるよう人間優先を基調 としつつ、安全で良好な交通環境の確保に向け、土地利用と の整合性をとりながら、総合的に施策を推進しています。

また、広域都市計画区域を構成している音更町・芽室町・ 幕別町の周辺3町とともに、東西・南北の国道網と、道道を 主体とする環状線の4放射1環状を骨格道路として位置付 け、広域交通の円滑化を進めています。 人口減少・少子高齢化の進行や、地球環境問題の深刻化、 高速道路整備の進捗など、交通を取巻く環境は大きく変化し ていることから、市では、道路網の再編、再構築や省資源、 省エネルギーの交通体系の整備を進めています。





■都市計画道路

道路は都市の動脈として、交通・輸送を確保するほか、上水道・下水道・電気・ガス等の埋設場所や災害時の避難通路あるいは地域におけるコミュニティ路としての役割など多くの機能をもっています。また、都市の形態を方向づける重要な施設でもあります。

都市計画道路は、将来(おおむね20年後)の発展を予想して、 都市計画法に基づき決定される幹線道路網の計画であり、市 街地の発展に応じて逐次事業を進めていかなければならない ものです。

しかし、最近の道路に対する市民ニーズは本来道路が担っている自動車交通の円滑な処理と同時に、誰もが安全で安心して利用出来る歩行空間の充実や、地球温暖化防止に向け、自然と共生し、環境への負荷を抑えたやさしいみちづくりが求められています。

本市の都市計画道路は、昭和19年に決定されて以来、平成元年のJR連続立体交差にともなう道路網の変更や平成22年の都市計画道路の見直しなど、数次の都市計画変更を経て現在では85路線、総延長約193.2kmに達しています。





弥生通



弥生新道

▋都市計画道路▮

区分	国道	道道	市道	合 計
都市計画決定延長	23.2km	36.9km	133.1km	193.2km

共栄通 R2.10 現在

本市の都心部は鉄道の北側に位置していますが、市街地の発展とともに鉄道以南に人口が集中していることに加え、都心部への南北幹線道路は2路線しかなく交通量が限界に来ていました。また、市街地においても西部地区の住宅地開発に伴い、踏切での交通渋滞が発生しており、抜本的かつ早急な解決が望まれていました。

この交通問題の解消と市街地の一体化を図るため、連続立体交差事業等に取り組み、平成8年11月24日に高架橋が供用開始され、交差道路の整備が行なわれました。

事業効果等は次のとおりです。

1) 道路交通

鉄道高架化区間(6.2km)内には、9箇所の踏切と2箇所の立体交差(大通跨線橋、西5条アンダーパス)がありましたが、これらを撤去した後、30路線の交差道路が整備され、円滑な道路交通が確保されました。

2) 土地利用

駅周辺では、土地区画整理事業の導入により、鉄道施設跡地の解放による都市的土地利用が可能になるとともに、駅周辺の都市開発が促進されます。

鉄道により分断されていた地域が一体化するため、周辺住民等の利便性が向上します。鉄道高架下を利用して、駐輪場や観光バスプール等が整備されています。



帯広駅北口

この事業は、将来のまちづくりに非常に大きな影響を与えるため、土地利用や市街地整備計画との整合は勿論、市民の理解と協力を得て進めてきました。





鉄道高架

公園や緑地は、都市生活にうるおいと快適な環境を与える 憩いの場・レクリエーションの場として、また災害時の 避難場所としての役割を果たす "緑のオープンスペース" です。

都市公園には、地域の子供からお年寄りまで幅広く利用する目的の「街区公園」、近隣に居住する市民が利用する目的の「近隣公園」、徒歩圏内に居住する市民が利用する目的の「地区公園」、規模が大きく広く市民が利用する目的の「総合公園」などがあります。

本市では、昭和 25 年に緑ヶ丘公園を都市計画決定したのをはじめとして、その後数次にわたり追加・変更を行っています。主なものとして、昭和 31 年「河南公園」、昭和 47 年「西町公園」、昭和 49 年「帯広の森」、同年「十勝川及び札内川の河川緑地」、昭和 51 年「大山緑地」、昭和 52 年「工団緑地第1号」などが決定されています。

うるおいのある都市環境の創出のため、市街地を囲む「帯広の森」「河川緑地」を基本に都市内部の緑のネットワークづくりを積極的に進めています。また昭和60年に「緑のまちづくり条例」を施行しました。

帯広市緑のまちづくり条例

緑のまちづくりは市民が中心となって推進されるものであり、昭和50年以来30年間にのべ14万8千人の市民参加によって約23万本の苗木を植栽した「帯広の森市民植樹祭」は、その象徴であります。「まちの中に緑を」の発想より一歩進んで「緑の中にまちを」創ろうとする「帯広の森づくり」を通じて北方の風土に根ざした自前の文化を育むまちづくりを進めたいと考え「緑のまちづくり条例」を制定しました。

〈主な内容〉

- 1. 緑の保全地区・保存樹木の指定
- 2. 公共施設等の緑化
- 3. 宅地造成等の緑化
- 4. 工場その他の事務所等の敷地内の緑化
- 5. 緑化推進地区の指定
- 6. 良好な緑の環境を確保するための緑の協定
- 7. 緑の中でのレクリエーションなど緑の活力の利用
- 8.「緑の月間」「記念植樹」「緑の推進委員」などによる緑の市民運動の推進

	区 分		計画決定面積	供用面積	備 考
		街区公園	30.23 ^{ha}	29.77 ^{ha}	河南公園など139箇所
基幹公園	住区基幹公園	近隣公園	50.50	50.50	東公園など17箇所
基 轩 公 园 		地区公園	13.00	11.40	機関庫の川公園など3箇所
	都市基幹公園	総合公園	458.40	399.50	帯広の森など3箇所
都市緑地			777.06	225.98	大山緑地など35箇所
特殊公園		墓園	79.84	55.01	緑ヶ丘墓地など3箇所
	슴 計		1409.03	772.16	

R2.10現在

■帯広の森

●帯広の森

帯広の森は市街地南西部に位置し、総面積 406.5ha、幅約 550m、延長約 11kmの規模で、十勝川や札内川と連携して市街地を包み込むように配置されており、宅地の郊外部への無秩序な開発を防ぎ、都市部と農村部を区分し、双方の交流の場としての役割を担っています。

また、都市林の持つ公害抑制や環境の保全機能を持ち、市民の憩いの場、学習の場、交流の場、スポーツの場などとして、 幅広く利用されています。

整備にあたっては、昭和50年から市民植樹祭を開催し、平成16年まで30回のベ14万8千人の参加により23万本を植樹しました。平成3年からは市民育樹祭を開催し、平成17年まで15回のベ1万3千人が参加しました。

現在は、市民や企業・団体等による市民協働の森づくりが行われています。



帯広の森



間伐体験

●帯広の森・はぐく一む

帯広の森・はぐく一むは、帯広の森の育成管理、利活用の拠 点として、平成22年4月に供用を開始しました。

帯広の森をフィールドとし、環境教育の実践の場として、市 民や学校等を対象に、間伐などの森づくり体験、自然観察等の プログラムを実施するほか、木工、ウォーキング等の森に親し む行事を開催しています。また、帯広の森に関する様々な情報 を発信しています。



帯広の森・はぐく一む

■緑ヶ丘公園

●みどりと花のセンター

みどりと花のセンターは、緑ヶ丘公園を訪れる方々のための休憩する場と、公園や緑化にかかわる情報提供の場として、 樹木や草花の観賞、緑の健康診断員による樹木や花などの相談、緑の健康講習会、緑化パネルの展示など、みどりに関す る様々な情報を提供しています。



緑の健康診断員による講習会



みどりと花のセンター

●帯広百年記念館

帯広百年記念館は、昭和 57 年に開館した博物館と創作活動拠点の複合施設です。帯広・十勝の自然や歴史、産業を紹介する常設展示室や陶芸実習室、アイヌ民族文化情報センター「リウカ」などがあります。



帯広百年記念館

●児童会館

児童会館は、昭和39年に開館した科学展示室、プラネタリウム、科学実験室、 天文台、宿泊室、講堂、実習室、食堂を備えた青少年の研修施設です。



児童会館

●野草園

野草園は、昭和 33 年に開園し、約 43,530 平方メートルの敷地に 82 科 375 種あまりの野草樹木が自生しており、開拓期以前の自然の姿を伝えています。



野草園

●おびひろ動物園

おびひろ動物園は、昭和38年に開園し、キリンやホッキョクグマなどの大型動物から、ふれあいのできる小動物なども展示しています。そのほか、遊園地や植村直己記念館もあります。



おびひろ動物園

●北海道立帯広美術館

北海道立帯広美術館は、平成3年に開館した北海道立の美術館として5館目の施設です。道東ゆかりの作家の作品や近現代の版画を中心としたプリントアートのコレクションが充実しています。



北海道立帯広美術館

●グリーンパーク

刑務所跡地整備の一環として造成されたのがグリーンパークです。長さ約 400m、幅約 200mの長方形で、面積は約 8 ha、甲子園球場が 2 つ入る広さをもち、全面芝生の多目的広場として利用されています。

また、昭和56年に市民の手で400mベンチを完成させ、ギネスブック(1983年版)に掲載されました。 その後、平成6年には市民の手によるベンチの再生を実施しています。



グリーンパーク

■自転車歩行者道

●自転車歩行者道利用環境整備

本市では、「歩きやすく、自転車が使いやすいまちづくり」 を実現するため、自転車交通を円滑に安全かつ効率的に処理 することで自転車利用を推進し、自然環境へ配慮したエネル ギー負荷の少ない環境にやさしいまちづくりを進めていま す。

【主要幹線】

自転車交通需要が多く、駅と学校や大型商業施設等をつなぐ骨格路線として、白樺通や弥生新道、栄通などがあります。 【幹線】

自転車交通需要が比較的多く、学校や大型商業施設に隣接 し、主要幹線を補完する路線として、西5条通や新緑通、弥 生通などがあります。

【自転車歩行者専用道路】

サイクリングやジョギング、散策等の目的に適した専用道 路として、とてっぽ通や北栄グリーンロードなどがあります。

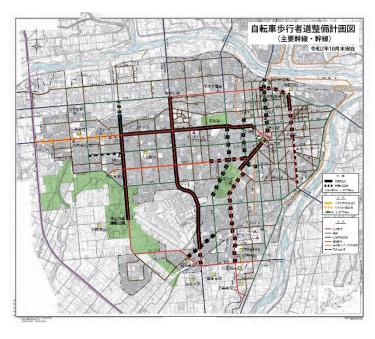
このほか、近隣町村や郊外地を結ぶ広域連絡道路と主要幹線や幹線以外の一般的な都市計画道路である補助幹線を含めて自転車歩行者道のネットワークを形成しています。



主要幹線 (白樺通)



自転車歩行者専用道路(北栄グリーンロード)



●とてっぽ通り

"とてっぽ"の愛称で市民に親しまれ、十勝産業の発展に 寄与してきた十勝鉄道の廃止(昭和52年)に伴い、その跡地 の一部を自転車歩行者専用道として整備しました。

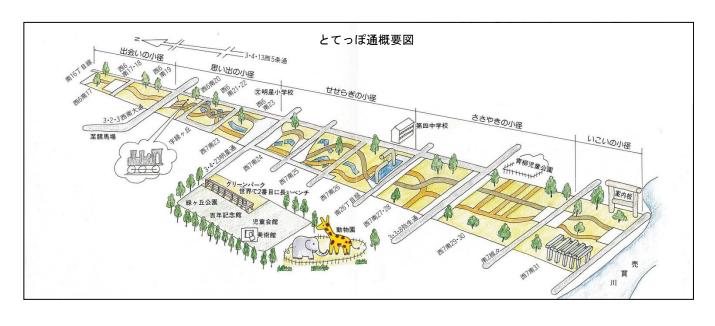
市の稲田地区から駅南にかけての延長 1,870m、幅 18.18m の用地に当時のおもかげを再現しながら、自転車道と歩行者 遊歩道が整備されており、緑と水を豊富に取り入れた都市のオアシスとして、また、催し物広場、災害時の避難場所など 多目的な空間として多くの市民に利用されています。



とてっぽ通り (いこいの小径)



とてっぽ通り(せせらぎの小径)



■上水道

本市の水道事業は、札内川の伏流水を水源として昭和27年に給水計画人口4万人、1日最大給水量9千m³で事業に着手し、清浄で豊富低廉な水の供給をはかってきました。その後、都市の発展に伴い3次にわたる拡張事業を行なってきましたが、将来の水需要に対応するため、昭和56年に帯広市を含む近隣6町村からなる十勝中部広域水道企業団を発足し、広域水道施設の建設に着手するとともに、昭和58年度からは当企業団から受水するための第4次拡張事業を実施して、平成7年4月より受水を開始しています。

また、老朽化した配水管の更新や配水池などの耐震化を行なっており、災害に強い施設整備を進めています。

■下水道

下水道は、都市の静脈として住みよい生活環境の基盤的施設です。

本市は、昭和 34 年市街地約 216 haの下水道事業に着手し、その後、昭和 44 年の新都市計画法の施行に伴い、市街化区域の下水道施設の計画決定を要することとなったため、下水道基本計画を策定し、これに基づく事業計画を策定し施設整備を図ってきました。昭和 52 年十勝川流域下水道事業がスタートしたことに伴い、本市の下水道も流域事業との整合を図り、平成21 年に認可区域の拡大を行い、十勝川流域関連処理区約 3,532ha、帯広川処理区約 806ha の合計約 4,338ha について事業を進めています。

●十勝川流域下水道(十勝川浄化センター)

帯広市など4市町の下水を一括処理するため、昭和55年1月 から稼動している終末処理場です。帯広市など19市町村のし尿 や浄化槽汚泥を処理していた中島処理場の老朽化に伴い、セン タ一敷地内に受入施設を建設し、平成30年4月から下水との共 同処理を開始しています。



稲田浄水場 (帯広市稲田町)

■上水道給水状況

計	画	糸	合	水	人	П	202,100 人
計	画 1	日	最	大糹	合 水	量	113,050 m³
行	政	区	域	内	人	П	165,384 人
給	水	区	域	内	人	П	162,014 人
給		水		人		П	161,900 人
普			及			率	99.9 %
年	間	糸	公心	配	水	量	15,983,544 m³
1	日	平	均	給	水	量	43,671 m³
1	日	最	大	給	水	量	48,659 m³
有		収		水		量	14,614,783 m³
有			収			率	91.4 %

R2. 3 現在

【下水道事業進捗状況】

区分	管渠	整備	面積	整備	処理
	延長	面積	進捗率	人口	人口
都市計画決定面積	— 4,261ha —		_	_	_
事業認可計画	846km	4,338ha	_	150,700人	150,700人
令和元年度末	748km	4,300ha	99.1%	157,548人	157,548人

R2, 10 現在 データは全て市街化区域内のみ (特環も除外)

●帯広公共下水道(帯広川下水終末処理場)

市中心部の人口の緊密な区域を処理区とする下水処理場として昭和 40 年7月にし尿処理の運転を開始しました。昭和 54 年からは下水のみを処理しています。



带広川下水終末処理場

■その他の都市施設

●一般廃棄物中間処理施設(くりりんセンター)

帯広市など6市町村から排出されたごみを共同処理するために設置された一般廃棄物の中間処理施設です。焼却炉(110t/日×3炉)と大型・不燃ごみ破砕処理施設(110t/5h)を備え、平成8年10月から稼働しています。現在は、13市町村のごみを処理しており、令和元年度は7.7万t(210.2t/日)の処理を行っています。

●資源ごみ中間処理施設(十勝リサイクルプラザ)

帯広市など7市町村から排出分別収集された容器包装などの 資源廃棄物を選別・圧縮・梱包・保管し、再商品化事業者に引 き渡すために設置された資源ごみの中間処理施設で、平成15年 4月から稼動しています。現在は、8市町村の資源ごみを処理し ており、令和元年度は1.3万t(52.2t/日)の処理を行っていま す。

●市 場(帯広魚菜卸売市場)

生鮮食品等の集分荷機能と適正な価格で、安定した供給をはかるため、昭和44年に現在の場所で業務を開始し、今では青果、水産物や花木を取り扱う十勝の中核的拠点卸売市場になっています。

●と 畜 場(十勝総合食肉流通施設)

畜肉流通機構の近代化と新鮮な食肉の安定供給のため、公社 方式による食肉流通施設を新たに建て、昭和54年操業を開始し、 令和元年度実績で約9万2千頭の処理をしています。また、十 勝第3工場が令和元年5月31日付で厚生労働省より対米輸出食 肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場の認定を受けています。

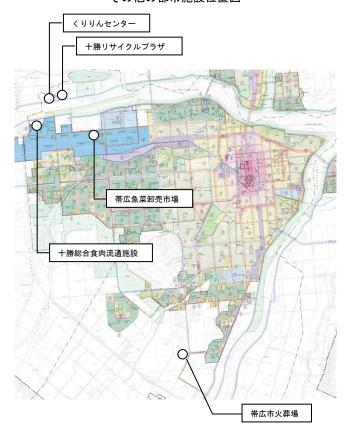
●火 葬 場

本市の火葬場は、昭和 63 年に建設されたものであり、火葬炉 6 基を備えています。



くりりんセンター

その他の都市施設位置図



• 市街地開発

市街地開発事業は、市街化区域内の一定の地域について地 方公共団体などが総合的な都市計画に基づき適正な土地利用 を図り、公共施設の整備と宅地の効率的利用を進める総合的 な開発事業です。

■土地区画整理事業

都市化が急激なところでは、道路、公園、下水道などの生活環境整備のないまま無秩序な宅地化が懸念されます。

土地区画整理事業は、このような無秩序なまちを改善したり、前もって良好な生活環境を整えた宅地開発をするために、地区内に新たに道路、公園などを、地区住民みんなで用地を出し合って整備し、また個々の宅地を整形化し、住みやすいまちに整えるものです。

本市の都市計画決定している土地区画整理事業は、昭和 38年の西第一北に始まり 13区域 832.9haが決定され、全ての区域において事業が完了しています。また、昭和 45年市街化区域が決定してから民間施行が盛んになり、現在、個人施行では、51地区 293.2ha、組合施行では、23地区 783.9ha が完了しています。

【土地区画整理事業実施一覧】

区分	地区数	施行面積	宅地面積		公共用地	面積(㎡)	
	地区数	(m ²)	(m²)	道路	公園	その他	合計
個人施行	51	2,932,394	2,001,406	819,778	89,845	21,365	930,988
(内、施行中)	-	-	-	-	-	-	-
組合施行	23	7,838,955	5,166,048	2,157,501	315,193	200,213	2,672,907
(内、施行中)	-	-	-	-	-	-	-
市施行	6	1,634,253	1,065,292	502,847	45,011	21,103	568,961
(内、施行中)	-	-	-	-	-	-	-
合計	80	12,405,602	8,232,746	3,480,126	450,049	242,681	4,172,856
(内、施行中)	-	-	-	-	-	-	-

R2.3現在

■新住宅市街地開発事業

この事業は、人口集中の著しい市街地の周辺地域において、 居住環境の良好な住宅を大規模かつ計画的に供給することを 目的としています。

本市では、人口増加に伴いおよそ3,000戸の住宅不足が見込まれ、昭和41年南帯広新住宅市街地開発事業として大空団地の造成が決定されました。この団地は、昭和42年に事業着手、総面積103ha、計画人口1万人、約2,700戸の計画で公共施設の上・下水道、道路、公園といった生活基盤の整備をはじめ、商店などサービス施設を完備したゆとりある住宅団地として造成されました。



■市街地再開発事業

市街地再開発事業は、既成の市街地で木造の建物が密集して不合理な土地利用となっている場合に、これを改善するため防災的な高層建築物と公共施設をつくり、土地の立体的・ 合理的利用を図るものです。

本市では、西2条南8丁目西側の中心商店街で「帯広二・八西地区第一種市街地再開発事業」が進められました。この地区(0.8ha)は商業機能の低下がみられ、本事業により中心商店街の核づくりと活性化を目的として実施されたものです。なお、建築物(42,081 ㎡)は、220台収容の地下駐車場を設置、敷地面積の約25%を広場・通路として確保するなど公共的施設整備を行い、昭和56年に完成しました。

平成 21 年度には開広団地地区の市街地再開発事業の都市計画決定し、平成 26 年度に完成しました。

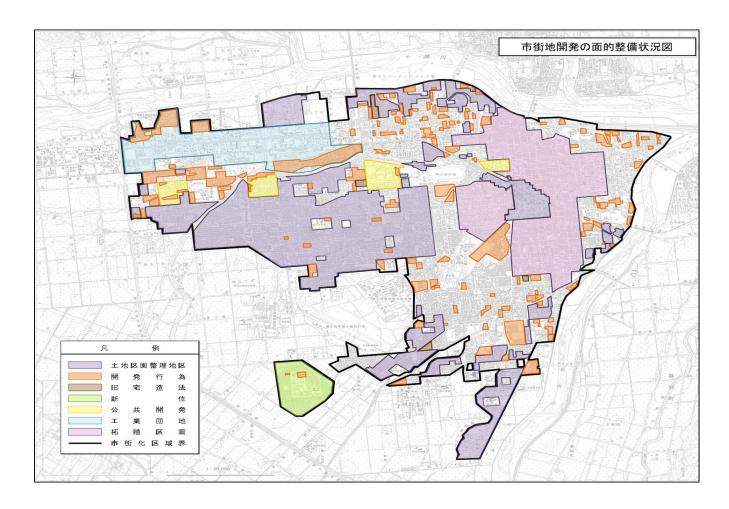
また、平成29年度には、西3・9周辺地区の市街地再開発 事業の都市計画決定を行いました。



開広団地地区

【再開発事業の手続】





■開発行為

都市の無秩序な市街化を防ぎ健全な発展と秩序の形成をはかる市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保するものとして、開発許可制度を設けています。

開発行為は、市街化区域内の開発については面積 1,000 ㎡以上が許可対象となります。また、市街化調整区域では農林 漁業の用に供するものなど一定の開発行為以外は厳しく制限されています。

区分	市	街 化 区	域	市街	化調整	区 域	合 計
区方		自己用	その他		自己用	その他	
件数(件)	305	87	218	154	149	5	459
1十数(1十)			(179)			(3)	
弄 锤(1)	383.7	60.2	323.5	117.0	94.5	22.4	500.6
面積(ha)			(265.3)			(4.3)	

()内は、宅地造成(内数) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります R2.3現在

■その他の公共施行団地



柏林台団地

● 柏林台団地

柏林台団地は、戦後の帯広市の急激な人口増加に伴う住宅 不足から、昭和34~41年にかけて、計画的団地としては市内 で最も早く造成され、公営住宅を中心に郵政省、JR等の官舎、 戸建て住宅地、文教施設等により構成された団地です。

● 開広団地

明治40年から操業開始した帝国製麻帯広工場は市勢の発展と麻製品の衰退から、昭和40年、工場敷地(約18ha)が開放され、十勝のシビックセンターとして多くの官公庁施設が集約されました。

市立施設 /小学校

官公庁施設/市庁舎、帯広開発建設部庁舎、消防庁舎、 合同庁舎、財務事務所、税務署

その他施設/卸売センター、厚生病院

● 大空団地

大空団地は、公共施設が完備された 2,700 戸の住宅建設用地として、昭和 42 年から5カ年計画で約 103ha を造成し、分譲を行いました。

● 工業団地

市内中小工場の集約化と新規工場の誘致を図るため、昭和37年より西帯広地区に「緑の工場公園」として約219haの帯広工業団地を造成し、引き続き、昭和56年よりこの工業団地に隣接する約43haの新帯広工業団地を造成しました。

また、平成29年に市所有の分譲地が完売したことから、平成30年より帯広市西19条北工業団地の造成を開始しました。

●物流業務団地

物流業務の拠点基地として、流通業務の振興と都市計画の 推進を図るため、西帯広貨物駅ヤードを取得し、昭和 49 年に 物資流通業務団地、平成3年に新物資流通業務団地を造成し、 約 28ha の分譲を行いました。

● 公園東町団地

帯広刑務所が、昭和50年に建築交換方式により、郊外へ移転したことから、跡地約33haに住宅団地を造成し、昭和54年に完了しました。

· 都市景観 -

■都市景観

本市では、平成3年度に都市景観基本計画を策定し、市街地の景観づくりや耕地防風林の整備など、帯広・十勝らしい 景観の形成を進めてきました。

令和2年度からは「第2次帯広市都市計画マスタープラン(R2.4施行)」において次のとおり、景観についての方針を定めています。

3 都市環境の方針

市民と協働し、帯広らしい魅力ある都市景観の創出を図る

- ② 都市景観
- A 風土を活かした個性ある景観
 - ・帯広の特徴である格子状の区画や火防線などの個性を活かした景観を保全
 - ・主要な道路については植樹帯等を設け、沿道の緑化を図る。また、道路の附属物や建造物の修景を図る
- B みどりの活用による景観
 - ・都市と農村を結ぶ帯広の森や河川などの豊かな自然景観を保全
 - ・多様な主体と連携しながらみどりを活用し、魅力ある親しみやすい景観づくりにつなげる
- C 市街地での良好な景観
 - ・住宅地などにおいて、地区計画などの都市計画制度を活用し、それぞれのエリアなどに相応しい機能や優れた景観づくりを誘導し、良好な都市環境の維持形成を図る
 - ・景観づくりへの市民参加により、親しみやすく良好な景観の保全・創出を進める

都市景観行政の歩み

	年	度		内
昭	和	59	年	お市景観表彰制度を創設
平	成	元	车	都市景観講演会開催
	,,,,	2	年	庁内に都市景観推進研究会を設置(景観資源の調査、市民意識調査の実施、基本方針の作成)
			•	都市景観シンポジウム開催
		3	年	都市景観基本計画を策定
				都市環境デザイン委員会を設置
				都市景観シンポジウム開催
		4	年	都市景観整備計画を策定
	5		年	都市環境調査を実施
		6	年	都心部景観デザインマニュアルを作成
	6 -		年	景観フォーラム開催
		8	年	帯広市公共サイン計画を策定
			年	帯広市都市景観形成に資する公共施設・公共サイン推進要綱を施行
		11	年	帯広市公共サイン整備計画を策定 子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施(北栄小学校)
		12	年	公共サイン整備事業を実施
				子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施(柏小学校)
		13	年	公共サイン整備事業を実施
				子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施(緑丘小学校)
		14	年	公共サイン整備事業を実施
				公園大通景観グレードアップ事業を開始
		15	年	公共サイン整備事業を実施
				子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施(つつじが丘小学校)
		16	年	公園大通景観グレードアップ事業を実施
	17		年	公園大通景観グレードアップ事業を実施
				子供たちによる遊び場づくり推進事業を実施(光南小学校)
		40	_	まちづくりデザイン賞を創設(都市景観賞を改編)
		18	年	公園大通景観グレードアップ事業を実施
		19	年	公園大通景観グレードアップ事業を実施
		20	年	都市景観基本計画の時点修正
		21	年	景観法を活用したまちづくり講演会を開催
		22	年	キラッと帯広 景観百選マップ作成
۵	£m	25 元	年 年	都市計画課 Facebook、「おびひろのこと」開設
令和	Ш	兀	牛	都市計画課 Instagram 開設

■まちづくりデザイン賞 -

本市では、美しくやすらぎのある帯広らしい都市景観を、守 り、育て、創りあげるために、昭和59年度から都市景観表彰制 度を設けていました。

平成17年度からは、まちづくりデザイン賞に名称を変更し、 魅力ある建築物などを表彰しています。

この賞は、市民の皆さま並びに、帯広市で活動されている皆 さまの応募・推薦の中から選ばれます。



【令和元年度 まちづくりデザイン賞】

●最優秀賞

髙堂建設株式会社 新社屋



●特別賞

salon 齋藤亭



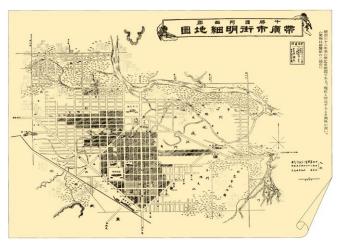
【まちづくりデザイン賞受賞者一覧】

まちづくりデザイン賞 受賞者

みつつくりり	ソイン貝 文貝石	
	【まち創り部門】	アディス増改築工房・赤坂建設帯広事務所
第 1 回	【まち創り部門(活動)】	帯広市西一条中央商店街振興組合
(平成17年度)	【まち創り部門(まちづくり提案)】	五十嵐健人(川西小5年)・澤田有里(川西小5年)・西保かす美(川西小5年) 石川美月(川西小6年)・伊藤由衣(川西小6年)・野原香菜子(川西小6年) 松田成美(川西小6年)・嶋崎紗希(大正小6年)
	【まち創り部門】	IN THE SUITE
	【まち創り部門(活動)】	おびひろ夢あかりアートの街実行委員会
第 2 回 (平成18年度)	【まち創り部門(まちづくり提案)】	阿部由里子(広陽小5年)・山廣晴菜(広陽小5年)・浦辺康子(川西小6年) 掛村和也(川西小6年)・西保かす美(川西小6年)・本田菜摘(川西小6年) 馬渕孝(川西小6年)・三井宏高(川西小6年)・吉田美空(川西小6年) 嶋崎紗希(第七中1年)・大濱浩子(一般)・山崎政紀(一般)
	【まち創り部門】	オベリベリ温泉 水光園
第 3 回	【まち創り部門(活動)】	大空町連合自治会
(平成19年度)	【まち創り部門(まちづくり提案)】	関谷佳子(稲田小6年)·兒玉雄大(川西小6年)·西野旬成(川西小6年) 高橋智也(西陵中2年)·榮前田加菜(西陵中3年)
	【まち創り部門】	横山内科クリニック
第 4 回	【まち育て部門(活動)】	電信通り花と緑の推進委員会(花ば咲かせ隊) れんがの街角プロジェクト(NPO法人 北のれんがを愛する人々)
(平成20年度)	【まち育て部門(まちづくり提案)】	大野早希(稲田小4年)·河瀬諒也(川西小6年)·喜多啓太(川西小6年) 中塚晶子(第一中1年)·伊藤亮(西陵中3年) 田中美岬(西陵中3年)·尾藤沙耶香(西陵中3年)
	【まち創り部門】	満寿屋商店 麦音店
第 5 回 (平成21年度)	【まち育て部門(活動)】	帯広まちなか歩行者天国実行委員会 森の回廊@十勝
(1772-1727	【まち育て部門(まちづくり提案)】	勝部太陽(稲田小2年)・本田あすみ(川西小6年)・増地みどり(川西小6年) 加藤颯馬(川西小6年)・石原貴子(西陵中1年)
第 6 回 (平成22年度)	【まち創り部門】	しばた腎泌尿器科クリニック 十勝トテッポ工房
(十成224度)	【まち育て部門】	大山緑地と若葉の森を愛する会
第 7 回	【まち創り部門】	国立大学法人 帯広畜産大学
(平成23年度)	【まち育て部門】	自然にいいこと、再発見。カンナ・カンナ
第 8 回	【まち創り部門】	プレミアム賃貸® カトルカール帯広 ティアラリーフ
(平成24年度)	【まち育て部門】	帯広畜産大学 農業サークル あぐりとかち 大正新ジャガ伝
第 9 回	【まち創り部門】	ひかるペットクリニック
(平成25年度)	【まち育て部門】	社団法人 帯広青年会議所 地域活性化事業
第 1 0 回	【まち創り部門】	鉄南保育所
(平成26年度)	【まち育て部門】	team NEXT(チーム ネクスト)
第11回	【最優秀賞】	bien-etre Pinokio(ビアンネートル ピノキオ)
(平成27年度)	【優秀賞】	store REALE(ストアレアーレ)公園東町
第12回	【最優秀賞】	六花亭 西三条店
(平成28年度)	【優秀賞】	十勝整形外科クリニック・こばと薬局みなみ
第 1 3 回	【最優秀賞】	北陸銀行 帯広支店
(平成29年度)	【優秀賞】	ア・ラモード サントル店
第 1 4 回	【最優秀賞】	奏~かなで~
(平成30年度)	【特別賞】	MC邸(個人住宅)
第 1 5 回	【最優秀賞】	高堂建設株式会社 新社屋
(令和元年度)	【特別賞】	salon齋藤亭
11/1= 11 0 0 f	 	the stage of the stage of the

[※]平成26年度以前は、まち創り部門・まち育て部門の2部門で実施。 (まち育て部門(まちづくり提案)は平成21年度で終了)







編 集 令和3年1月 都市環境部 都市建築室 都市政策課